

第193回小樽都市計画審議会 会議録

[開催日時] 令和4年8月25日(木) 午前10時00分～11時20分
[開催場所] 小樽市民会館 2階 5・6・7号室

[会議次第]

- 1 開 会 (都市計画課長)
- 2 挨 拶
- 3 議 題
 - (1) 諮問事項
小樽市都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画の変更 ≪小樽市決定≫
 - (2) 報告事項
都市計画道路の見直しについて
 - (3) その他
- 4 閉 会

[出席委員] (名簿順)

たかの しんえい おおつ しょう しょうだ とおる おぬき はじめ
高野 伸栄会長、大津 晶 会長職務代理者、正田 亨 委員、小貫 元 委員、
ささき つかさ すがい のぶゆき ちば みゆき まえだ きよたか かみかわ ともこ
佐々木 秩 委員、須貝 修行委員、千葉 美幸委員、前田 清貴委員、上川 智子委員、
さいとう ともこ ささき きよたか まえだ まさお わだ ちあき
齋藤 智子委員、佐々木 清貴委員、前田 正夫委員、和田 千昭 委員
以上 13名

[欠席委員] きたじま よしはる ひらまつ まさと
北島 吉治委員、平松 正人委員 以上 2名

[説明のための出席者]

《建設部》松浦部長、山岸次長、三浦主幹
《建築指導課》滑田課長
《都市計画課(事務局)》伊藤課長、松原主査、高橋主査、門司

目次

次第1 開会	2
次第2 挨拶	3
次第3 議題	3
(1)諮問事項 「小樽都市計画 小樽築港駅周辺地区地区計画の変更」	3
諮問事項についての質問・意見など	13
(2)協議事項 「都市計画道路の見直しについて」	15
協議事項についての質問・意見など	22
次第3 閉会	24

次第1 開会

《事務局》

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第193回小樽市都市計画審議会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、建設部都市計画課長の伊藤でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会ですが、新型コロナウイルス感染症予防のため、座ったままで失礼いたします。

また、座席の距離を空けるなどの対策を取らせていただきましたが、大人数が長い時間会議室にとどまることは感染リスクが高まることを踏まえまして、11時30分頃までに終了できればと思いますので、委員皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、ここで前回所要により欠席されました委員の御紹介をさせていただきます。

それでは、御紹介いたします。

学識経験者として委嘱されました「正田委員」でございます。

続きまして、本日の出席状況ですが、北島委員が若干、遅れているようでございます。

また、平松委員が所用により欠席されているため、現在で13名の出席となっております。

小樽市都市計画審議会条例に規定されております、会議の成立要件である「過半数」を越えていることをここに御報告いたします。

また、審議会の公開・非公開の件であります、本日の審議会は公開ということで進めさせていただきたいと思っております。

本日の議題ですが、諮問事項として、「小樽都市計画 小樽築港駅周辺地区地区計画の変更（小樽市決定）」について、報告事項として、「都市計画道路の策定の見直し方針について」を御審議いただきます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。

まず、事前に配布させていただいております、「座席表」、「資料No.1-1」から「資料No.1-4」までの5種類となっております。

そして、本日机上配布しております、「会議次第」、「諮問文の写し」、「資料No.1-1 追加資料」、「資料No.2-1」から「資料No.2-2」、「小樽市都市計画道路の見直し方針」の6種類となっております。

過不足や乱丁などはございませんでしょうか。

それでは、次第に従いまして、議題に入らせていただきます。
はじめに、高野会長から御挨拶を頂戴し、以降の議事の進行をお願いしたいと思います。

会長、どうぞよろしく願いいたします。

次第2 挨拶

《高野会長》

皆様、おはようございます。

本日は、諮問事項が1件と報告事項が1件でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

なお、私の方から見ますと、アクリル板で若干皆様の見通しが良くないので、お手を挙げていただいてもすぐに把握しかねることもございますが、御容赦いただきたいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、第193回小樽市都市計画審議会の議事を次第に従って進めさせていただきます。

この審議会につきましては、公開で進めますが、傍聴希望者の人数について事務局より御説明頂戴します。

《事務局》

御報告いたします。

本日の傍聴希望者は、0名でございます。

《高野会長》

本日は、傍聴者なしということで、このまま進めさせていただきます。

なお、報道機関の方々の写真撮影につきましては、これ以後御遠慮していただきますので御了承ください。

それでは、本日の議題であります、議題（1）諮問事項になります。

「小樽都市計画 小樽築港駅周辺地区地区計画の変更」について、事務局から説明をお願いします。

次第3 議題

(1)諮問事項 「小樽都市計画 小樽築港駅周辺地区地区計画の変更」

【No.1-1】 P P 1

《事務局》

都市計画課の高橋と申します。よろしく願いいたします。

座ったままで説明させていただきます。

本議案は、小樽築港駅周辺地区地区計画について、当地区内の土地所有者である「株式会社小樽ベイシティ開発」様から、都市計画の提案制度による地区計画の変更提案があり、それに基づいて都市計画変更を行うのもので、2月に開催しました第190回の審議会で報告事項、5月の第192回の審議会では協議事項として御審議いただいた案件でございます。

本議案の説明に入る前に、本日差し替えさせていただいた資料No.1-2を御覧下さい。

前回の審議会から日が空いておりますので、参考資料としまして、前回の審議会での御質問や市の回答をまとめさせていただいたものを事前配布させていただきましたが、本日の差し替え版は、内容は変わりませんが、前回の審議会で議論になった事項がわかりやすいように朱書きで強調させていただきました。

お時間の都合上、個別の質疑応答の説明を省略させていただきますが、朱書きで強調した御意見④、⑦、⑫では、築港地区の地区計画変更後、「将来的に商業利用が維持・担保されるのか」などを懸念される御意見をいただいたことから、今回の審議会では、地区計画の実現方法の仕組みなど、地区計画を定めることによって、どのように土地利用が誘導されていくものなのか、前回の審議会で説明できなかった内容がございましたので、この実現方法の仕組みを含めた地区計画制度そのものについて先に御説明させていただき、地区計画について御理解をより深めていただいた後、地区計画の変更案の内容や資料は前回と同じですので、要約した形ではありますが、改めて当市の変更案について御説明させていただき、御審議いただければと思います。

また、御意見の⑨では、「どのようなものになるか姿が見えない中での議論が厳しく、参考として現行の商業施設をどのような施設配置に変えようとしているのか判断できるものがあれば」という御意見をいただきましたので、提案者へ確認したところ、具体的な配置図等については、現時点で具体的な事業計画が未定であり、公表できる詳細の配置図はお示しすることができないとのことであつたため、参考資料として資料No.1-2の最終ページに、ウイングベイ小樽のフロアマップを加工した「空床活用箇所図」を追加添付させていただきましたのでこちらを御覧下さい。

赤枠で示しております4Fの空床を活用ということで、図面右の1番街側は看護学校などの医療・福祉に係る教育機関に関連する事業、図面左の6番街側は高齢者の居住に関連する事業の活用を想定しているとのことであります。

将来の施設利用イメージとして、御審議の参考としていただければと思います。

ほかに参考資料としては、資料No.1-3は、小樽築港駅周辺地区地区計画の変更（案）は前回の都市計画審議会で配付したものと同一内容となりますが、この度の法定縦覧で使用した図書になります。

資料No.1-4は、7月5日から2週間実施した都市計画変更の縦覧と意見書についてまとめたものでございます。

これら2つの資料については、これから説明をする資料No.1-1の議案説明資料に含まれている内容ですので、資料No.1-3と資料No.1-4の資料を使っての説明は割愛させていただきますが、御審議の参考としていただければと思います。

それでは、資料No.1-1の2ページから順に説明をいたしますので、スクリーンが小さく見えづらい場合はお手元の資料の方を御覧いただければと思います。

【No.1-1】 P P 2

資料No.1-1の2ページは都市計画制度の体系図で、前回も同様の内容を説明しておりますが、都市計画制度上での地区計画の位置づけを改めて簡単に御説明いたします。

一番上の都市計画区域ですが、一言で言いますと都市計画法の規制が入る区域であります。

都道府県が定める区域マスタープラン、「通称：区域マス」と言われておりますが、都市計画の目標や、区域区分の指定、土地利用規制などの主要な方針が定められます。

市町村マスタープラン、「通称：都市マス」と言われておりますが、住民に最も身近な市町村が住民の意見を反映して、将来のまちづくりのビジョンを定めるもので、この都市マスの目指す、まちづくり実現を目指し、地域地区や都市施設、市街地開発事業、各々が都市計画決定なされます。

地区計画は、この体系図で示しておりますよう、土地利用規制や、道路や公園等の都市施設を、土地の区画整理事業などと合わせて一体的に考えて定めることができるものであります。

【No.1-1】 P P 3

次に3ページですが、先ほどの体系図順で都市計画制度の構成を層状に表したイメージ図でございます。

土地利用計画の考え方として、左側の参考でございますよう、上の階層の都市計画は都市レベルのゾーニング的な考えで計画され、この都市レベルの考えや、まち全体の影響を踏まえつつ、下の階層の都市計画は、街区や地区レベルで、個々の特性に合わせた、詳細な土地利用を定め、誘導することにより、都市全体が目指している土地利用を誘導していくものであります。

地区計画が下の階層にありますよう、街区や地区レベルの比較的小規模な地区を対象とした都市計画で、市町村が定める計画であります。

地区レベルの都市計画などは、個々の影響範囲は狭くとも、都市全体の影響やバランスなどを考慮しなければならないことから、各都市計画は各マスタープランに即しながら都市計画決定がなされるものであります。

【No.1-1】 P P 4

次の4ページの地区計画については、地区の特性に合わせたまちづくりを進めるため、住民等の意見を反映して、『地区のルール』を定める都市計画で、「地区計画の方針」と、「地区整備計画」の二つのルールから成り立っております。

この制度が創設された目的としては、昭和50年台までは、都市部においての人口増加が著しく、先ほどの体系図で説明しましたように、地区計画制度創設前の都市計画は、区域区分や地域地区などの、都市レベルを対象としたものであり、また、建築基準法は個々の建築物が満たすべき最低基準を定めたものであり、ミニ開発等の地区レベルでの無秩序な市街化を抑制するには十分とは言えないものであったことから、地区レベルの課題へ対応するために創設された制度であります。

【No.1-1】 P P 5

次の5ページでは、

地区計画で具体的に定められるものを左側に記載しておりますが、

1. の道路や公園などの「地区施設」の配置、
2. の建築物の用途や建蔽・容積率、高さ制限などの「建物の建て方や街並みのルール」、

3と4は、樹林地の保全や、農業の利便の増進を図る目的で、区域内に建築規制や木竹の伐採規制、農地以外への開発行為の制限等を定めることができます。

これらを定めることにより、右側のイメージ図を御覧になった方がわかりやすいかと思いますが、引き出し線で記載している赤色の建築物等の制限がなされることにより、地区計画で目標としているまちづくりの実現に向けて、土地利用の誘導を図る制度でございます。

【No.1-1】 P P 6

次の6ページでは、地区計画の実効性を確保する仕組みについてですが、

1の届出・勧告は、都市計画法で定められており、地区整備計画が定められた区域で、個々の建築行為や、宅地造成などを規制誘導する制度でして、工事の着手前に市町村に届出を行い、市町村が地区計画の内容に適合しているものかチェックをし、適合していない場合は設計変更等の勧告が行われます。

また、届出済みで既に建てられた建築物の用途を変更する場合も届出が必要となります。

なお、未届けで建築行為等が行われた場合で、届出の勧告にも従わなかった場合は罰則規定もございます。

次に、2.の建築条例ですが、地区整備計画で定められたもので、特に重要なものは、市町村で建築条例を定めることで、建築確認の対象となり、地区計画の内容に適合していないものは、建築条例や建築基準法での罰則規定が適用されることで、建てられないようにすることができます。

次に、3.予定道路は、指定することで、道路としての取扱いを受け、建築物を建てられないようにすることができます。

次に、他制度との連携とありますが、開発行為に該当する行為を行う場合は、地区計画の内容が開発許可の基準に加えられます。

このほか、地区計画と合わせて土地区画整備事業などを実施することにより、地区計

画で定められた地区内の主要な道路や、公園等の整備が図られるよう、街区の整備を行うことができます。

地区計画の実効性の仕組みとしては、これらの制度や法令等が組み合わされることにより、地区計画の目標実現が図られていくものでございます。

この仕組みの中で、届出・勧告制度という、ソフトな規制方法が採用された趣旨として、「用途地域等の都市計画が定められていることを前提に、更に良好な市街地の整備を図るために、地区レベルの詳細な計画を上乘せして定めるものであり、従って、強制力を伴った規制を行わなくても、開発者と市町村が話し合っていく中で、地区計画の目的実現と開発者の目的達成を両立させることができると考えられることによるものである。」という制定当初の考えがあったことから、ほかの都市計画制限における、許可制等に比べて、強制力の弱い仕組みが採用されたものであります。

【No.1-1】 P P 6-2

次に、6-2ページとして、本日机上配布いたしました、資料No.1-1 追加資料を御覧下さい。

地区計画の種類の説明資料を追加させていただきました。

地区計画と一言で申しましても、実際に地区の特性に応じた地区計画を定めるには、その目的別に地区計画の種類や、必要に応じて用途の制限を緩和できる緩和型などを使い分ける必要がございます、これらを総称して地区計画等と言われております。

朱書きで記載しております「一般的な規制型の地区計画」は、ベースの用途地域等の都市計画に、更にきめ細かに規制を上乘せし、土地利用を誘導するものでして、小樽市では、計10箇所の地区計画を定めておりますが、種類としては、全てこの一般的な規制型の地区計画でございます。

今回の議案である、築港地区も種類としては一般的な地区計画ですが、朱書きで示しております、再開発等促進区を定めた、小樽で唯一、緩和型を利用した地区計画でございます。

【No.1-1】 P P 7

次の7ページでは、参考資料としまして、地区計画の種類や型を表にしたものです。スクリーンですと文字が小さいのでお手元の資料で確認いただければと思いますが、この表では、スペースの都合上、①の一般的な地区計画の中のみ緩和型を記載しておりますが、ほかの②～⑤の種類地区計画と合わせて使用できる緩和型もございます。

お時間の都合上、築港地区に関連した、朱書きで示しております再開発等促進区についての説明のみとさせていただきます。その他の地区計画等の内容については概要を記載しておりますので参考としていただければと思います。

築港地区で定めております、再開発等促進区とは、S62年に創設された再開発地区計画が、H14年の法改正により、再開発等促進区に統合されたものでして、工場跡地など大規模な未利用地の土地利用転換を目的とし、公共施設の整備と併せて、容積率や用途

制限を緩和できるものでございます。

「事業の熟度に応じて市街地のきめ細かな整備を段階的に進めることにより、都市の良好な資産の形成に資するプロジェクトを誘導し、土地の高度利用と都市機能の増進を図る」と概要に記載しておりますように、その地区の住民というよりは、大規模な未利用地を所有している事業者と行政が連携してまちづくりを行う事例が多く、一般的な地区計画とは少し性質が違うものであります。

【No.1-1】 P P 8

次に8ページでは、再開発等促進区を定める地区計画の実例としまして、築港地区の再開発の変遷を例に説明いたします。

左上の航空写真は昭和50年台の築港地区で、旧国鉄時代には貨物輸送の拠点として、小樽発展の重要な機能を果たしておりましたが、昭和40年から昭和50年代の急激な産業構造の変化により、昭和55年に貨物駅としてのヤード機能が廃止され、大規模未利用地となりました。

その後、様々な調査や検討協議会が行われ、平成5年に「小樽築港駅周辺地区整備基本計画」が策定され、21世紀にむけた新しい小樽をつくる重要拠点と位置づけ、地区の再開発を目指しました。

再開発には都市基盤整備が必要であったことから、平成6年に土地区画整理事業と併せて、地区計画、当時で言う再開発地区計画を導入し、この大規模な未利用地等を、商業業務・住宅地等への土地利用転換と、公共施設の整備を一体的に行うことで、土地の有効利用を図るため、都市計画決定がなされたものでございます。

また、築港地区周辺は臨港地区でもあり、ウォーターフロントやマリーナなどを活かした魅力的な親水空間の創出などを図るため、都市計画決定と同時に小樽港港湾計画の改訂や臨港道路等の、港湾関連施設の整備を図るなど、港湾管理者と連携し一体的に土地利用転換が行われた全国的にも先駆的な事例であります。

平成8年と平成18年に具体的な土地利用が定まった地区の地区整備計画が、段階的に決定され、未利用地の土地利用転換を図ったものでございます。

【No.1-1】 P P 9

次の9ページからは、築港地区の都市計画による建築物の規制や緩和状況について御説明いたします。

9ページ左側の図は、築港地区周辺の都市計画図でございますが、これは都市計画課窓口用や本市HP上で公開しているものでございます。

様々な色で塗られておりますが、これらが用途地域等の指定を表したものでして、築港地区周辺の用途地域は、国道5号線やJRなどを境にして北側は水色となっておりますよう、工業地域を指定しております。

この中に赤点線で囲われた区域は、築港地区の地区計画区域でございます。

右側の表は、この築港地区に定められている都市計画について、どのような建築物の用途制限があるか、地区に関連した建築物を抜粋して表にしたものでございます。

これはあくまで、建築基準法や建築条例上での建築可否を表したもので、「○」がついている建物用途であっても、各地区の方針の適否につきましては、届出制度にて別途判断されるものでございます。

工業地域は、13種類ある用途地域の中でも比較的、建築物の用途制限が少なく、一般的な戸建て住宅も建てられますが、主として工業の利便を増進するため定める地域であるため、工場であれば危険性の大きいものなどがなんでも建てることができる一方、ホテルや、病院、学校などは建築することができません。

築港地区は商業系への土地利用転換を目的として、再開発等促進区を定めた地区計画でございますので、この目標を実現する上で支障となり得る、健康を害する恐れや危険性の大きい工場などを地区計画で制限しております。

また、既に地区内に建築されております、ホテルや病院などの用途地域上建築できないものについては、左下、凡例の「◎」に記載しておりますが、地区計画に定められた土地利用の基本方針に適合し、かつ、区域における業務の利便の増進上やむを得ないと認め、特定行政庁が許可したことにより建築されたものでございます。

この許可の手続きには、周辺地権者などの利害関係者への公聴会での意見を踏まえ、建築審査会の同意を得ることによって、特定行政庁が許可するものでございます。

参考としまして、商業レクリエーション地区の列に、地区計画の変更後に建築が可能となる建築物の可否を赤枠で記載させていただきました。

この地区は看護学校の移転候補地と報道等されておりますよう、学校教育法による専修学校もしくは高等専修学校に該当する建物用途が想定されますが、用途地域上は建築できません。

また、現在の地区の方針にも適合しておりませんので建築することができませんが、今回、地区計画を変更することで、地区の方針に適合し、特定行政庁の許可を経て建築が可能となるものです。

【No.1-1】 P P 1 0

次の10ページは、公共施設等の整備を条件とした規制緩和についてですが、築港地区の用途地域は工業地域であり、容積率の最高限度は200%ですが、地区計画では300%や400%まで区域によって容積率の最高限度を定めておりますが、これらの容積率緩和の認定や、先ほどの建築基準法48条の許可については、土地利用方針の適合のほかに、右側凡例の赤枠に指定しております、地区施設や公開空地等が確保されていることなどを条件に、許可や認定を受けることができるものであります。

地区計画制度についての説明は以上となりまして、引き続き、次の11ページからは、前回と同じ資料となりますが、本議案について御説明をいたします。

【No.1-1】 P P 1 1

11ページを御覧下さい。

今回の変更案は都市計画法の提案制度を活用したものでございますので、改めまして提案制度から順に、要約した形で御説明させていただきます。

都市計画提案制度とは、都市計画法第21条の2に基づき、地権者などが、地方公共団体に対して、一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定・変更をすることを提案できる制度でございます。本市での提案制度による事例としては、平成21年度の富岡地区地区計画の決定があり、今回で2例目となります。

【No.1-1】 P P 1 2

次の12ページの、提案者の資格と要件につきましては、前回も御説明しておりますので省略させていただきます。

【No.1-1】 P P 1 3

次の13ページは、提案制度の大まかな流れを説明した資料でして、こちらも説明は省略させていただきますが、右側の赤枠で示しておりますよう、本日の審議会で諮問事項としてお諮りしている段階でございます。提案制度や都市計画の手続きの流れとしては最終段階でございます。

【No.1-1】 P P 1 4

次の14ページは、築港地区の地区計画図を拡大したものです。

今回、都市計画の提案があったのは、この区域の中で、緑色で示しております「商業レクリエーション地区」の変更提案でございます。

【No.1-1】 P P 1 5

次の15ページは、提案者の提案内容で、商業レクリエーション地区において、現在の地区計画では建築できない、「医療、福祉、介護系の教育機関及び共同住宅を建設可能」とする、変更提案を受理しております。

【No.1-1】 P P 1 6

次の16ページでは「提案理由」を記載しておりますが、地区内の「医療・福祉関連サービス業務地区」の「済生会小樽病院」と「商業施設内の関連企業」が連携し、相互のノウハウや、資源を活用し、健康的で安心な暮らしを守るまちづくりを進めるため「ウェルネスタウン」構想に関する協定を結び、健康で文化、教養にあふれた豊かな暮らしができる環境を整備することによって、地区の中核施設の活性化を図るものであり、医療や福祉に係る教育機関や共同住宅の建築を可能とする、都市計画の提案がされたものでございます。

【No.1-1】 P P 1 7

次の17ページからは「本市の判断」ということで、「提案要件の確認について」は適合していることを前回、御説明しておりますので省略させていただきます。

計画提案内容について、都市計画の決定及び変更をする必要があるかどうかの判断についてですが、まちづくりの方針との適合、周辺環境などの影響、住民の合意形成の状況等を踏まえて、総合的に勘案して判断することとなります。

【No.1-1】 P P 1 8

次の18ページでは、都市計画マスタープランの上位計画である、「区域マス」の土地利用方針との適合についてですが、提案のあった商業レクリエーション地区は、これまで商業、娯楽及び宿泊機能を中心に土地利用を進めてきましたが、人口減少や少子高齢化のほか、インターネットの普及による消費者の購買行動の変化などにより、商業施設における商業床の利用が大幅に減少するなど、社会経済情勢の変化に対応した土地利用の見直しが必要なものと考えております。

提案内容はこのような社会情勢の変化に対応するため、隣接する地区と連携し、相互の資源を活用して、まちの再創造を推進しようとするものであり、区域マスの、土地利用に関する方針に即したものであります。

【No.1-1】 P P 1 9

次の19ページでは、「都市マス」における、土地利用方針との適合についてですが、提案内容は、商業施設の関係企業と医療・福祉等が連携し、既存の土地利用を複合利用して「地区の活性化」を図るものであり、「交流・生活サービス機能の充実に寄与する」と考えられるので、都市マスにおける土地利用の方針に即したものであります。

【No.1-1】 P P 2 0

次の20ページ、小樽市の最上位計画である「第7次小樽市総合計画」では、将来都市像の実現に向けて、本市において急速に進む人口減少と少子高齢化は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下など、まちの活力や、生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあることから、今の小樽市にとって最重要課題としております。

「人口減少・少子高齢化への対応」としての取り組むべき方向性の一つとして、「高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくり」に努めるとしており、「高齢者の支援体制の構築」や、「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」などを“まちづくりのテーマ”として、目指すべきまちの方向性を掲げております。

提案内容は、健康な高齢者が、健康で文化、教養にあふれた豊かな暮らしができる環境を整備することを目的としておりますので、総合計画のまちづくりの方針に即したものであります。

【No.1-1】 P P 2 1

次の21ページに検討結果をまとめておりますが、提案内容は、商業施設の活用を中

心としながら、「医療・福祉等の機能と連携した」、「複合的な土地利用」を行うことで地域の活性化を図るものであり、上位計画である区域マスや都市マスなどの、本市が目指すまちづくりの方向性に即していると判断したものであります。

また、当該地区の都市計画の変更提案を行うに当たり、提案者自らが、地区計画区域内の土地所有者などへ、提案内容を説明し、意見を伺うなど、地区計画の変更に対して、一定程度の地元の理解が得られていると考えられることから、都市計画の変更の必要があると判断したものであります。

次の22ページに、この提案受けまして、小樽市の案としてまとめた、「都市計画の変更内容」を御説明させていただきます。

【No.1-1】 P P 2 2

22ページ、地区計画の方針の変更内容ですが、「商業レクリエーション地区」の土地利用の方針を、現在の「広域からの集客」に対応した「商業・娯楽及び宿泊機能」を中心とした土地利用方針は変更せず、朱書きの『高齢社会に対応した「医療・福祉」などの「教育・居住機能」を誘導し、「隣接地区と連携した」「交流・生活サービス機能」などが充実した複合的な土地利用により、にぎわいと、活力のある、市街地の形成を図る』という方針を追加します。

【No.1-1】 P P 2 3

次の23ページは、地区整備計画の変更内容についてですが、現行で建てられないもののうち、(2)の「共同住宅」について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条 第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に関わるものを除く。」と追加し、いわゆる「サ高住」に限って共同住宅の建築を認めることとし、変更後も一般向けの「共同住宅」の建築は制限されることとなります。

提案者の提案内容においては、医療従事者等の居住を含めた共同住宅を意識しているとありましたが、医療従事者等の居住に供する住宅については、一般住宅等との判別が困難であることや、定住型の住居については、「中高層住宅地区」に誘導していること、商業レクリエーション地区が「臨港地区」に指定されていることを踏まえ、「港湾活動」と「市民生活の混在」を避け、「港湾機能」と「都市機能」が調和し、良好な「市街地環境の形成」を図る必要があるなどを勘案し、今回の変更案としたものであります。

【No.1-1】 P P 2 4

次の24ページは、住民説明会開催等の実施状況についてですが、(1)の住民説明会と(2)の原案の縦覧については、前回説明しているので省略させていただきます、(3)の案の縦覧についてのみ説明いたします。

都市計画法に基づく「案の縦覧」を、「令和4年7月5日から7月19日」までの2週間行い、縦覧期間中の縦覧者は0名」で、案に対する意見書の提出はありませんでした。

た。

次に今後の都市計画変更スケジュールについて御説明します。

【No.1-1】 P P 2 5

次の25ページを御覧下さい。

赤枠で示しております本日の本審議会で同意を頂けましたら、北海道知事の同意手続きを経て、10月1日に「都市計画変更」の決定告示と建築条例の施行を同時に予定しております。

以上で、「小樽市都市計画 小樽築港駅周辺地区地区計画の変更」についての説明を終わらせて頂きます。

～ 諮問事項についての質問・意見など ～

《高野会長》

ありがとうございました。

前回の5月27日の審議会に置きましても、この案件につきましては御説明をいただきまして、資料No.1-2にありますけれども、意見ということが書かれているということでございます。

資料No.1-2について、赤字で重要と思われる意見等について書かれていますが、④のパチンコ屋さんが閉店した場合、⑦は商業施設が全て撤退し、医療・福祉が主になった場合の想定、⑨については、まだ具体案が見えないということでありまして、⑫についても同じように今後の現状からの変更があった場合の担保の仕方についてのことでございます。

これについて、具体案が見えないという事については、資料No.1-2の最後のところに付いておりますが、4階のフロアに空床が相当数あるということで、6番街と1番街で活用を想定しているというものであります。

また、担保の仕方につきましては、資料No.1-1の6ページで今後の、届出・勧告や建築条例で担保を取っていくということでございます。

ということで、前回の色々な御意見があったものでございますが、本日はその諮問ということで、この案について当審議会として同意するか否や御審議いただくわけでございます。

どの点からでも結構でございます。御質問、御意見頂戴できればと思います。

《A委員》

ひとつだけ確認させていただきたいのですが、教育機関についての説明をいただいたのですが、例えば資料No.1-1の9ページに書かれていますが、今回の提案者からの提案内容なのでこのように書かれたと思いますけれども、医療・福祉に関わる教育機関となっていますけれども、これ以外の教育機関は、またその都度、計画変更の提案がなされないといけないという理解でよろしいでしょうか。

《高野会長》

はい、それでは御回答をお願いします。

《事務局》

ただいま、須貝委員から御質問ありましたけれども、今回はあくまでも提案内容の趣旨としてはウェルネスタウン構想の実現に向けての第一歩という認識でありますので、まずは医療・福祉・介護に関わる教育機関のみという考えでございます。

《高野会長》

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

《B委員》

先程、会長の方からも前回の議論の説明がありましたけれども、今回の提案者による地区変更の範囲では、私は丸を付けるつもりではいますが、問題は前回の議論になったとおり、その後の対応はどうかとのことで、先程会長から届出の関係について説明がありました。こういうことを答申の段階で、例えば議会あれば附帯決議があったりして、「議案には賛成するけど、こういうことは注意してください。」ということがあったりするのですけれども、その但し書きか何かで、その辺の慎重な判断というか、それが審議会に馴染むのかどうかということもわからないですけれども、但し書きが可能だったら、そういう検討ができないかどうかをいうことを意見として述べさせていただきたいと思えます。

《高野会長》

はい、ありがとうございました。

同意をするにあたって、附帯情報と言いますか、そういうことも付けたらどうかということですね。

手続きとして、附帯情報のようなものを付けるという事は可能でしょうか。

あるいは例があるのかどうかということですかね。

《事務局》

これまでの事例を踏まえますと、同意不同意の判断の中で附帯情報を付けるのは、あったかどうかは確認できていないですが、今回いただいた小貫委員の意見については、都市計画審議会として、こういった御意見がありましたということは、会議録に残りますので、事務局としては提案者の方に際しては、相手方の意見があったという事の内容については、具体的な事業が進んでいかないと解決できない部分、個別な案件だと思いますので、そういった意見がございましたという事をお伝えした中で、事業の実現に向けて、慎重に進めるようにということは申し上げたいと考えております。

《高野会長》

審議会の選出としましては、直接的に責任をこの審議会が持っているわけではなくて、ある意味都市計画の実行は市の方にあるわけでありまして、それに対して我々が第三者の立場から御意見を申し上げ、案の提案に対して同意するか否やということを示すという事になりますので、審議会として附帯情報を取りまとめるのは難しいことなのかなと考えますし、事務局から御説明がありましたように、議事録というものについては、きちんとした形で残してまいりますので、その中での御意見というものを、それからその意見に対する市の御回答というものも残っていくので、そういう中で活かしていくということが現実的な対応かなと思います。

B委員、いかがでございますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

前は条例に基づく縦覧の結果として御意見はありましたが、今回は法律に基づく縦覧の結果として御意見は無かったということでございます。

ほかに御質問等がなければ、同意をするか否かについて採決を取りたいと思います。よろしいですか。御質問等ありませんか。

それでは議案 1 の諮問事項「小樽築港駅周辺地区地区計画」の都市計画変更について、本審議会としてお認めするかどうか、賛成の方は挙手をお願いいたします。

それでは全員賛成ということで認めます。

よって、議案 1 につきましては、当審議会として同意することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは次の議題に移らせていただきます。

議題（2）報告事項「都市計画道路の見直しについて」の説明をお願いします。

(2)協議事項 「都市計画道路の見直しについて」

《事務局》

【No.2-1】 P P 1

都市計画課の松原と申します。よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

私の方からは、報告事項として、「都市計画道路の見直しについて」になります。

この度、小樽市都市計画道路の見直し方針を策定いたしましたので、方針案として答申いただいたのちの経緯などについて御説明いたします。

説明で使用する資料については、本日机上にお配りいたしました、資料No.2-1、資料

No.2-2、緑のファイルで小樽市都市計画道路の見直し方針の3つになります。

【No.2-1】 P P 2

資料No.2-1の2ページを御覧ください。

まずは振り返りになりますが、長期未整備となっている都市計画道路について、本年3月22日に開催いたしました、第191回小樽市都市計画審議会において、御審議いただき、見直し方針の案として答申をいただきました。

見直し方針案については、未整備となっている都市計画道路を、4つの方向性に区分いたしました。その4つの方向性とは、こちらの表の右側にあるように、計画の存続、計画の変更、計画の廃止、検討継続の4つの方向性になります。

未整備となっている都市計画道路について、37路線を58区間にわけて検討いたしましたが、こちらが方向性をまとめた一覧表になります。

存続や検討継続など、現在の計画と変わらない区間もありますが、幅員の縮小変更や、計画を廃止する区間は、約半数になっております。具体的には、全58区間あるうち、存続が3区間、変更が5区間、廃止が26区間、検討継続が24区間となっています。

ここまでの、3月の審議会において御説明させていただきました内容でございます。

【No.2-1】 P P 3

次に3ページを御覧ください。

長期未整備となっている都市計画道路については、令和2年度から見直しを行ってまいりましたが、本年3月22日に開催しました、第191回小樽市都市計画審議会において、御審議いただき、見直し方針の案として答申をいただきました。

その後、答申いただいた見直し方針案について、4月中旬には、市議会への報告会、住民説明会を開催しました。

また、4月中旬から5月中旬にかけてパブリックコメントを行いました。

住民の方々からは、都市計画道路の見直しによって、道路の除排雪や維持管理などに影響があるのか、今後の道路整備はどうなるのかといった御質問のほか、一部の個別路線・区間については見直し方針案でお示した方向性とは別の御意見もありましたが、一定程度の御理解を得たものと認識しております。

また、今週22日に開催した庁内会議において見直し方針案が承認され、見直し方針の策定となりました。

ただいま、庁内の事務手続きをしております。

本日は、本審議会での答申いただいてからの、見直し方針策定までの経過及び、方針案に、パブリックコメントを経て、一部追記修正や多少文言整理した部分もありますので、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

なお、答申いただいた方針案でお示した、4つの方向性については、変更はございません。

まず、市議会への報告会については、4月19日に開催し、11名の方に御出席いただきました。

議員の方々からいただいた話しの内容としては、これから住民説明会を行うにあたり、住民からは、見直しに関連して道路の維持管理や税金のことなど、全般的な事についての聞かれることがあるかもしれないので、対応できるようにした方がよいとの御意見ですとか、見直し後の道路整備や、景観に関する御質問がありました。見直し方針案に対して反対されているような御意見等は特にございませんでした。

【No.2-1】 P P 4

次に4ページを御覧ください。

次に、住民説明会については、4月20、22、25、26日の4日間開催し、延べ31名の方に御出席いただきました。

住民の方々からいただいた話しの内容としては、ほとんどが、見直しの検証方法に関する御質問であるとか、都市計画道路の見直しとは直接関係しない、除排雪など日常の道路維持管理のことや、見直し方針策定後の道路整備に関する事、税金に関する事などの御質問でした。

見直し方針案で示している方向性などに関する御質問、御意見が5件ございましたが、そのうち、個別路線に対する方向性についての御意見は、2路線についてありました。なお、見直し方針案についての修正はありませんでした。

【No.2-1】 P P 5

次に5ページを御覧ください。

方向性についての御意見の一つ目は、天神十字街から新光方面に抜ける、東小樽環状線について、見直し方針としては、検討継続となっておりますが、廃止してもいいのではないかとの御意見がありました。

【No.2-1】 P P 6

次に6ページを御覧ください。

二つ目は、銭函方面、北海道高等支援学校の裏側を通る和宇尻中央通について、見直し方針としては、検討継続、となっておりますが、こちらの路線についても廃止してもいいのではないかとの御意見がありました。

検討継続とした路線は、都市計画道路としての必要性が高いが、事業の実施には課題が多く、都市計画の変更を行なったとしても課題の解決までにはいたらず、さらに、対象路線のもつ道路機能を代替する路線が、近傍にないことから、廃止もできない路線であります。

そのため、見直し検討を行った期間内では、方向性を出すのが難しい路線であり、今後も引き続き、国や北海道などの関係機関を含めて、社会情勢の変化を見極めながら、存続や変更など、検討を継続していかなければならないものとした路線になります。

検討継続となった検証の流れについては、北海道が策定した、都市計画道路の見直しガイドラインに基づいたフローとなっておりますが、それが、右側にあるフローになります。

最初に、必要性の検証において、今後も都市計画道路の幹線街路としての必要性が高い路線であること。

次に、実現性の検証において、事業の実施に当たっては、トンネル等の道路構造物の築造などにより、事業費の増加を招くことや、地形的に接道が困難な道路構造による影響や、それによる、事業の実現性には課題があること。

つぎに、幅員の縮小変更や、線形の変更など、計画変更によって、実現性の課題が解決できるかどうかの検討。

課題の解決に、対応できない場合は、つぎに、機能を代替する代替路線が付近にあるのかどうかの確認。

代替路線が無い場合は、検討継続となります。

本日、皆様にお配りした、緑色のファイル、見直し方針の24ページに、4つの方向性に至るフローがありますので、併せてご確認いただければと思います。

最終的には、4つに分けた方向性について、将来の交通推計を行い、道路網全体の妥当性の検証を行って、見直し方針案とさせていただいたところではございました。

御意見をいただいた2つの路線については、都市計画道路の幹線街路としての必要性がある道路であり、検討継続となっている理由について説明させていただきました。

住民説明会では、一部の路線、区間については、見直し方針案でお示ししている方向性とは別の御意見もありましたが、一定程度の御理解を得たものと考えております。

【No.2-1】 P P 7

次に7ページを御覧ください。

パブリックコメントについてですが、いただいた御意見などについては、資料No.2-2にまとめておりますので、併せてご覧いただければと思います。

パブリックコメントは、4月20日から5月19日にかけて実施し、お二人から全部で17件、御意見等がありました。

いただいた御意見等については、本見直し方針案とは直接的には関係しない道路の整備、維持管理及び税に関するもの、見直しの検証方法に関するもの、見直し方針案で示している方向性に関するものがございました。

御意見等の内訳といたしましては、本見直し方針案とは直接的には関係しない、パブリックコメント制度に関するものが3件、道路の整備、維持管理などに関するものが3件ございました。

また、見直しの検証方法に関するものが2件、見直し方針案で示している記述に関するものが2件あり、個別路線に対しての御意見等で、見直し方針案で示している方向性に関するものが7件でありました。

全部で17件の御意見があり、このうち2件の御意見等に対して見直し方針案の追記修正、を行っておりますが、最初に、見直し方針案の追記修正、に関する御意見等について御説明いたします。

資料No.2-2の1ページ目を御覧ください。

方針案で示した記述に関する御意見であります。意見等の概要で、No.1になります。都市計画道路に関与する多くの市民などに本方針を周知徹底させる必要から、本方針を策定している部署と連絡先(電話番号、メールアドレス)などは表紙あるいは最終頁などに記載すべきであるとの御意見がありました。

市の回答としては、皆様にお配りした見直し方針の最終ページに、担当部署名、連絡先を記載することといたしました。

同じく、方針案の記述についての御意見等ではありますが、意見等の概要でNo.3になります。

都市計画道路の見直しは昭和47年以降実施されていない。さらに平成19年に北海道が都市計画道路の見直しガイドラインを作成したのにもかかわらず、約15年経過した令和4年度中に都市計画の手続きを行う予定となっている。

計画決定から長期未着手である都市計画道路予定地の地権者などには、長年にわたり建築制限を課してきた事実があり、できるだけ早く都市計画道路の見直しに着手すべきと国土交通省は見解を示している。

このような背景のなか、小樽市からは地権者への謝罪相当を示していないし、今後の都市計画道路の見直しについて触れていない。まちづくりの長期的な考えを示す都市計画マスタープランの更新時期から2~3年以内に都市計画道路の見直しを行うなど基本的な考えを本方針に示すべきである。との御意見がありました。

市の回答としては、未整備路線の沿線住民及び地権者の方には長期間にわたり建築制限を課しており、土地の有効利用ができないなどの影響を及ぼしていることから、今回、都市計画道路の必要性等の検証を行い、見直し方針を作成したところでございます。

住民説明会では、これまでの経緯を含め、見直し方針案の説明を行ったところですが、参加された方々には一定の御理解をいただいているものと認識しております。

今後の都市計画道路の見直しのサイクルについては、本方針の策定後も、社会経済情勢等の変化により都市計画道路の必要性に変化が生じることが考えられるため、概ね10年後を目途に、再度見直しを実施することで考えておりますので、その旨を追記することといたしました。

【No.2-1】 P P 8

次に資料No.2-1にもどり、8ページを御覧ください

詳細については、本日お配りしている緑色のファイル、見直し方針の64ページに記載いたしましたので、見直し方針の64ページ「8. 次回見直しについて」も併せて御覧ください。

なお、この見直しの頻度、10年というのは、北海道の都市計画道路の見直しガイド

ラインにも同様の記載がありますので、同じように本市の「都市計画道路見直し方針」にも記載することといたしました。

その他、見直し方針案の修正が伴わなかった御意見等のうち、主な御意見等について御説明いたします。

まず、パブリックコメント制度に関する御意見でありますが、

資料2-2、意見等の概要で、No.2、No.12、No.13になります。

こちらの御意見につきましては、

パブリックコメント制度に対する御意見であり、意見を提出する資料の使いづらさや、パブリックコメントと並行して住民説明会の開催等を求める等の御意見であります。今回の見直し方針と直接関係するものではありませんので、本審議会での紹介は割愛させていただきます。

次に、見直しの検証方法に関する御意見であります。意見等の概要で、No.14、No.15になります。

御意見のNo.14とNo.15につきましては、同じ住民の方からの「見直しの検証方法について」の御意見ですので、まとめたの回答といたしました。

御意見の概要としては、町を今より発展させるとか、店舗や商業施設など産業を発展させるような視点で見直すべきではないかとのことでした。

都市計画道路の見直しについては、見直しガイドラインに沿って検討を進め、都市計画道路の必要性等の検証を行い、将来交通需要を見据えた中で、変更・廃止など見直しの方向性を示したものですので案のとおりといたしました。

次に、見直し方針案で示している方向性に関する御意見であります。

まず、意見等の概要で、No.4になります。

【No.2-1】 P P 9

次に9ページを御覧ください。

御意見No.4 高島中央線については、都市計画道路の幹線街路としての必要性が低く、方針案では廃止の方向性で整理しましたが、幅員の縮小変更を行ない存続すべきという御意見がありました。

【No.2-1】 P P 10

次に10ページを御覧ください。

御意見No.7 天神十字街から松ヶ枝を經由して小樽駅方面につながる路線である、緑山手線については、方針案では検討継続の方向性で整理しましたが、新幹線の利用者が、今後利用すると想定されるので、存続して整備していくべきではないかとの御意見

がありました。

【No.2-1】 P P 1 1

次に11ページを御覧ください。

御意見No.17 高速塩谷インターから国道5号に抜ける、塩谷小学校通 については、方針案では検討継続の方向性で整理しましたが、廃止すべきという御意見がありました。

見直しについては、見直しガイドラインに沿って検討を進め、今後も都市計画道路としての必要性は高い路線であります。事業の実現性に課題があり、その解決には時間を要するため、当該路線の方向性については今後も引続き検討していくこととしたものでありますので、案のとおりといたしました。

【No.2-1】 P P 1 2

次に12ページを御覧ください。

以上、住民説明会やパブリックコメントを実施した結果について、御説明させていただきました。

一部の路線・区間については見直し方針案でお示ししている方向性とは違った御意見もありましたが、住民の皆様が、一番気になされているが、都市計画道路の見直しによって、これまでの生活で変わる部分があるのか、特に廃止することによって、道路の維持管理の水準や税金などが変わるのかということでありました。

市の考え方としては、住民の方々には、都市計画上の考え方についてご説明させていただき、一定程度の御理解を得たものと考えておりますので、今月の庁内合意をもって、見直し方針の策定とさせていただきます。

今後は、策定した見直し方針にもとづき、早ければ、今年度から法的な手続きである、都市計画変更の手続きの方を進めてまいりたいと考えております。

【No.2-1】 P P 1 3

次に13ページを御覧ください。

こちらが、小樽市道の変更など、小樽市決定する案件の 手続きにフローになります。その手続きの際には、赤字で記載している部分になりますが、皆様には、当審議会においてご審議頂き、また、住民の方々にも再度、説明会を開催してまいります。

【No.2-1】 P P 1 4

次に14ページを御覧ください。

こちらが、国道や道道の変更など、北海道決定する案件の 都市計画変更を行なう手続きのフローになります。

こちら、小樽市決定するフローと同様に、皆様には、当審議会においてご審議頂き、また、住民の方々にも再度、説明会を開催してまいります。

説明は以上になります。

～ 協議事項についての質問・意見など ～

《高野会長》

ありがとうございました。

資料No.2-1の3ページのところに経緯についてまとめられております。

当審議会におきましては、令和2年度から本案件について議論がなされ、前々回の第191回の都市計画審議会において、答申がなされております。

その後、市議会議員への報告、並びに住民説明会、パブリックコメントという事柄を経て、本日に至っているわけでありますが、住民説明会の内容についての御説明いただきましたが、個別案件については2件の御意見がなされたということで、5・6ページにそれらについて説明があり、パブリックコメントについては資料No.2-2にその内容について記載があり、その中の個別案件につきましては、9・10・11ページというところの個別案件について御意見がなされたということの御説明がありました。

今後といたしましては、12ページにありますますが、この審議会を踏まえまして、都市計画道路の見直し方針の策定という市としての決定がなされ、それを踏まえた形で、都市計画変更ということで13、14ページにありますように、変更あるいは廃止という道路については、それぞれ手続きがなされていくという御説明でありました。

それでは、事務局から説明のありました「都市計画道路の見直しについて」ですが、何か御質問、御意見等頂戴できればと思います。

はい、どうぞお願いします。

《A委員》

2点確認させてください。

まず、この計画道路が50年60年も計画から未整備の道路がありますが、今回存続となった路線が8路線あると思いますが、これらの道路は、次の計画見直しのスパンが10年先とお話がありましたけれども、この10年以内に整備をするという理解でよろしいでしょうか。

《事務局》

存続または存続変更に対する事業については、実行していくかどうかとの御意見ですけれども、その辺については建設部内でも議論を進めないといけない部分でありますけれども、あくまでも残った路線については、都市計画として市街地を形成するだとか、地域の公共交通を担う路線という位置付けで、重要な役割を果たしますので、当然

都市計画として整備が必要であります、やはり中々、事業実施に向けての課題が色々あるものですから考えていかなければならない部分もありますし、財政的な問題もありますので、事業を進めていく中では庁内の合意を得た中で進めていく必要があるのかなと思います。

現在のところは具体的には決まっておりません。

《高野会長》

はい、よろしいでしょうか。

《A委員》

はい、とりあえず承りましたとしか言いようがないですね。

もう一つ、パブリックコメントのところで非常に気になっておりますが、資料No.2-2のNo.3の御意見で、「長年にわたって建築制限を課してきた事実があって」という御意見がありましたが、当日の住民説明会では一定の理解を得られたということが書かれています、実際に市で地権者とのお困りのケースなどを把握していますか。

《事務局》

私どもの方では都市計画課ですけれども、一般の市民の方とか、不動産や事業者から来庁されまして、都市計画の用途地域の指定、都市施設の決定などの照会を行っている部署であります、そういった業務の中で、事業を行っている方や一般の市民の方からも、都市計画決定はされているけれども、事業の見込はどうなのかという問い合わせが何回もあります。

そういった中で、「都市計画道路の見直しについて進めている状況であります」とお話しはしていますけれども、そこで事業がなかなか進まないのであれば、土地の有効利用ができるように見直しをすとか、廃止をすとか考えてほしいという御意見はこれまでに何回か受け賜っているところでございます。

《高野会長》

よろしいでしょうか。

これはほかの事例になるのですが、全国的に都市計画道路の見直しを行って、今まで指定していたところを廃止して、今のような御心配が当初もの凄くありまして、訴訟が乱発して損害賠償を受けるのではという話がありましたが、実質的に柔らかいというか木造の建築物は建てられる状況で、硬い建物は建てられないわけで、そういう事例があまり多くはなかったということですね。

小樽でどうかということについてはわかりませんが、全国的には多くはないという状況であります。

ほかにいかがでしょうか。

《C委員》

意見としてお話をさせていただきます。

今回初めて都市計画道路の見直しガイドラインの説明を受けたのですが、個別にこれを見たら路線ごとの都市計画法第53条の許可申請の件数が思ったよりも非常に多いなというふうに思いました。

実際、交通センサスの見直しだとか、大規模事業認可など、これから色々なことが変わってきている中で、なかなか事業実施に向けて事業認定を執るのは大変だと思います。

たしかに、これだけの本数、件数があるということは地域の住民にも大変影響あることだと思いますし、国や道の4車線道路とかになりますと、もっと申請件数はあると思いますので、北海道の都市計画見直しラインの10年というのは大変だと思いますが、事務手続きも大変だと思いますけれども、円滑に進めていただきたいと思いますし、私自身も注目していきたいと思います。

以上でございます。

《高野会長》

ありがとうございます。

こまめに点検、見直しをやっていただきたいという御意見と思います。

ほかにいかがでしょうか。

御質問等はないでしょうか、よろしいでしょうか。

もし無ければ、この案件については終了とさせていただきます。

最後に、(3)その他について、何かあれば御発言受け賜りたいと思います。

《事務局》

その他については、事務局からは特にございません。

《高野会長》

皆さんから、何かございますか。

無いようなので本日の審議会は終了といたします。

御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

私の方から事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

次第4 閉会

《事務局》

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

次回の審議会につきましては、10月下旬の開催を予定しております。

以上をもちまして、第193回小樽市都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。